

滋賀県中小企業団体中央会と龍谷大学との産学地域連携基本協定書

滋賀県中小企業団体中央会（以下「甲」という。）と龍谷大学（以下「乙」という。）は、産学地域連携を推進するため以下のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が滋賀県内中小企業の活性化推進のため、技術力及び経営力の向上と人材育成にかかる分野において連携を図り、地域経済の発展に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携協力する。

- （1）技術相談や技術開発の推進に関する事項
- （2）新事業分野への進出や市場開拓に関する事項
- （3）人材育成に関する事項
- （4）その他前条の目的達成のために必要な事項

（経費）

第3条 甲及び乙が連携協力するための経費の負担については、甲乙協議の上、決定する。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、本協定の有効期間満了の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも終了または見直しの申入れがないときには、更に1年間同一内容で更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持義務）

第5条 甲及び乙は、次の事項について、義務を負う。

- （1）甲及び乙は、連携協力事項の実施にあたり知り得たすべての情報（既に公知となったものは除く。以下「秘密情報」という。）を第1条に規定する目的以外に使用してはならない。
- （2）甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による事前の同意なしに第三者へ漏洩又は開示してはならない。
- （3）本協定の終了後といえども、甲及び乙の秘密保持義務は消滅せず、当該情報が公知となった場合以外、その秘密を保護しなければならない。

（4）甲乙のいずれかが本協定書に違反したときは、それによって損害を被った当事者は、その相手方に対し、損害の賠償を請求することができる。

（変更）

第6条 本協定は、甲乙協議の上、変更することができる。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（実施時期）

第8条 本協定は締結の日からその効力を有する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年3月6日

甲 滋賀県大津市打出浜2番1号
滋賀県中小企業団体中央会

会長

宮川孝昭



乙 京都市伏見区深草塚本町67番地
龍谷大学

学長

赤松徹真

